佐野市告示第２５５号

市・県民税納税通知書の公示送達

市・県民税納税通知書の送達を受けるべき次の方について、地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第２０条の規定に基づく書類の送達ができないので、同法第２０条の２及び佐野市税条例（平成１７年佐野市条例第６３号）第１８条の規定により公示送達をします。

なお、送達すべき書類は、佐野市総合政策部市民税課市民税係において保管し、送達を受けるべき方からの申出又は送達を受けるべき方の住所が判明しだい交付します。

令和８年１１月１３日

佐野市長　金　子　　裕

１　送達すべき書類の名称

令和８年度　市民税・県民税・森林環境税　納税通知書　兼　決定通知書（令和８年度相当）

令和８年度　市民税・県民税・森林環境税　納税通知書　兼　決定通知書（令和７年度相当）

２　送達を受けるべき方の氏名

NGUYEN VAN HUY

PONNAGE NIYON AYESHMANTHA FERNANDO

RATHNAYAKE MUDIYANSELAGE KAMAL PRADEEP BANDARA

AGAMPODI SANJEEWA SILVA

LE ANH TUAN

DAO THI SY

HOANG HUU KY

村上 仁士

川津 大和心